

# 名古屋市

## 老朽危険空家等除却費補助金

名古屋市では、老朽化等により周辺に保安上の危険を及ぼしている空き家の除却を促進するため、その所有者の方に対し、除却に要する費用の一部を補助しています。

### 対象物件

#### 名古屋市内にある老朽危険空家等

空き家となっている居住用の家屋で、老朽化等により腐朽及び破損の状態が著しく、周辺に保安上の危険を及ぼしているもの（その附属物も含む）

※居住用の家屋以外の空き建築物は対象外となります（工場、事務所、倉庫 等）

### 対象者

#### 老朽危険空家等の所有者またはその所有者の同意を得て補助事業を行う者

※所有者が複数の場合は、全員の同意が必要です。

※法人、不動産業を営む方、市税を滞納されている方は対象外です。

### 対象事業

#### 老朽危険空家等を除却（撤去）する工事

##### 【注意事項】

- ・除却工事は解体事業者等に請け負わせるものに限りです。

### 申請にあたって

- ・申請書類は職員が劣化・破損状況確認後にご案内いたします（裏面「老朽危険空家等の評価」による評価が75点以上あるものが対象となります）。
- ・補助金の交付決定前に実施（契約や着工）した場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

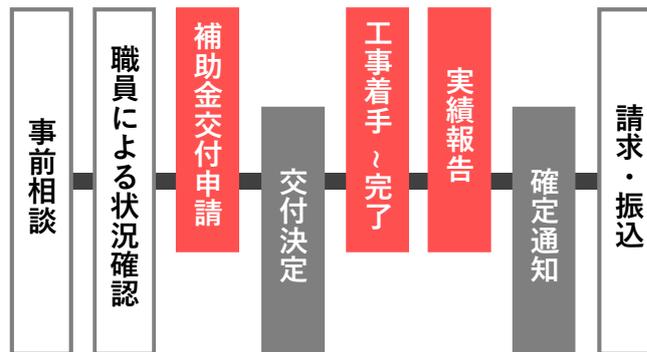
### 補助金額

- ・75点以上の場合  
除却工事費の1/3（最大40万円）
- ・125点以上の場合  
除却工事費の2/3（最大80万円）

※対象の工事費は、国土交通大臣が定める標準建設費等のうちの除却工事費を上限とします。

※家財の撤去、樹木の伐採費等は対象外となります。

### 手続きの流れ



お問い合わせ先

名古屋市スポーツ市民局 地域振興課

電話 | 052-972-3126

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1（市役所本庁舎5F）

名古屋市 空き家の除却

検索

\* 上記以外にも補助金の交付について諸要件がございます。補助金申請をご希望の場合は、事前にお問い合わせください。

## 老朽危険家屋等の評価（劣化・破損の状態）

評価区分	評価項目	評価内容	評点	配点
構造一般の程度	基礎	A 基礎のないもの	20	
		B 基礎が玉石であるもの	10	
構造の腐朽又は破損の程度	柱・梁	A 柱・梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの (建築物の傾斜が1/20以上あるもの)	100	
		B 柱・梁の数箇所に腐朽又は破損があるもの (建築物の傾斜が1/60以上あるもの)	50	
		C 柱が腐朽し、又は破損しているもの	25	
	外壁	A 壁の仕上げ材料の剥離、腐朽又は破損により著しく下地の露出しているもの 壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		B 壁の仕上げ材料の剥離、腐朽又は破損により下地の露出しているもの	15	
	屋根	A 屋根が著しく変形したもの 屋根が崩落または大きな穴のあるもの	50	
		B 屋根葺き材料に著しい剥落があるもの 軒裏、垂木等が腐朽したもの	25	
		C 屋根葺き材料の一部に剥落のあるもの 軒裏、垂木等が腐朽したもの（軽微なもの）	15	
	評価（配点の合計）			

※ 評価項目ごとに該当する評価内容をひとつ選び、その評点を各評価項目の配点とします。

※ 原則、各評価項目の配点の合計が75点以上となるものを対象とします。

(ただし、立地条件等により周辺に危険がない場合等は対象とならないことがあります。)